

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	福山	哲郎 (民主)	竹中	平蔵 (自民)	広野	ただし (民主)
理事	関口	昌一 (自民)	西田	吉宏 (自民)	加藤	修一 (公明)
理事	橋本	聖子 (自民)	真鍋	賢二 (自民)	草川	昭三 (公明)
理事	岡崎	トミ子 (民主)	矢野	哲朗 (自民)	市田	忠義 (共産)
理事	鱒淵	洋子 (公明)	足立	信也 (民主)	荒井	広幸 (国日)
	大野	つや子 (自民)	大石	正光 (民主)	田村	秀昭 (国日)
	狩野	安 (自民)	小林	元 (民主)		(18.2.2 現在)

(1) 審議概観

第164回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議1件）及び本院議員提出2件の合計9件であり、そのうち内閣提出7件を可決した。

また、本委員会付託の請願6種類177件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

平成17年6月の大手機械メーカー「クボタ」のアスベストによる健康被害の公表に端を発したアスベスト問題は、全国に波紋を投げかけ社会問題となった。政府は緊急対策として「アスベスト問題に係る総合対策」を同年12月に策定し、被害者救済と未然防止のためのアスベスト関連2法案を本国会冒頭に提出した。石綿による健康被害の救済に関する法律案は、石綿による健康被害が多数発生している一方で、長期にわたる潜伏期間があり、因果関係の特定が困難で現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ、労災補償等による救済の対象とならない健康被害者及び遺族に対し、その迅速な救済を図るため、医療費等を支給するための措置を講ずるもの、また、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案は、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等の所要の措置を講ずるものである。委員会においては、両法律案を一括議題とし石綿による健康被害の拡大による国の責任、労災補償とバランスの取れた救済の在り方、指定疾病の範囲の拡大、アスベスト廃棄物の不法投棄対策等について質疑が行われた。また、石綿被害救済法案に対し、民主党・新緑風会から療養手当の加算支給等を内容とする、また、日本共産党から指定疾病に石綿肺等を追加すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、両修正案は否決され、石綿被害救済法案は多数をもって原案どおり可決され、石綿被害防止一括法案は全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案は、民間を含めた内外の研究機関との研究・人事交流のより一層の促進を通じて、独立行政法人国立環境研究所の改革を推進するため、役職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人から非公務員型の独立行政法人へ移行させるものである。委員会においては、国立環境研究所の非公務員化の是非、業務運営の効率化の推進と研究基盤低下への懸念、研究員の人事交流における問題点等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって可決された。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案は、本院先議に係るもので、近年、シカやイノシシなどの鳥獣が地域的に増加し、農林水産業や生態系に深刻な被害を与えている一方、鳥獣の生息環境の悪化などにより地域的に鳥獣の個体数が減少している事例や、国内で違法捕獲された鳥獣を輸入鳥獣と偽って飼養する例等が見られるため、狩猟規制を見直し、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進め、鳥獣の保護施策の一層の推進を図ろうとするものである。委員会においては、鳥獣による農林水産業被害の現状、とらばさみなど危険なわなの規制の在り方、鳥獣保護管理に関する専門家の育成等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。また、本法律案に対し、民主党・新緑風会からくくりわな及びとらばさみの禁止等を内容とする修正案が提出された。討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、京都議定書に基づく温室効果ガスの6%削減約束の達成に向けて、京都議定書目標達成計画において京都メカニズムの活用に関する事項を定めるとともに、政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる割当量口座簿を法制化するものである。なお、本法律案は本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。委員会においては、6%削減約束の達成の可能性、温室効果ガス削減の中長期目標設定の必要性、持続可能な開発への貢献を重視した京都メカニズム活用の推進、京都メカニズムへのODA活用の是非、京都議定書以降の枠組み構築に向けての対処方針等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。本法律案は全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から、フロン類の大気中への放出を抑制するため、フロン回収破壊法により、業務用冷凍空調機器等からのフロン類の回収及び破壊が進められている。しかし、現在のところ、これらの機器の廃棄時における回収率が、3割程度で推移していることから、本法律案は、その向上を目指し、廃棄又は整備時におけるフロン類の回収をより確実にを行うため、フロン類の引渡しを書面で捕捉し管理する制度の導入などの措置を講ずるものである。委員会においては、ノンフロン化のための技術開発への支援とノンフロン製品の購入促進、フロン

類の回収のための費用負担方法の見直し、途上国の脱フロン化を支援するための国際的な資金調達メカニズムの拡充等について質疑が行われ、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案は、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装利用事業者による排出の抑制を促進するよう必要な指導、助言、勧告等の措置を導入するとともに、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設するなどの措置を講ずるものである。なお、本法律案は本会議において趣旨説明及び質疑が行われた。委員会においては、容器包装廃棄物の削減目標、レジ袋の排出削減に向けた具体策、デポジット制度導入の是非、拡大生産者責任を踏まえた市町村及び事業者の役割分担の在り方、事業者の資金拠出制度導入により市町村の負担が増大する可能性等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。また、本法律案に対し、日本共産党より、事業者の責務に発生抑制及び再使用の取組を追加する等を内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

本院議員提出の**殺虫剤等の規制等に関する法律案及び害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案**は、審査未了となった。

〔国政調査等〕

2月2日、第163回国会閉会後の1月16日から17日の2日間、京都府及び兵庫県において実施した環境保全及び公害対策等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月9日、環境行政の基本施策について小池環境大臣から所信を聴取するとともに、平成18年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について江田環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について加藤公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。

3月16日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等について質疑を行った。主な質疑は、地球温暖化対策への取組、自然再生事業への環境省の取組、アスベスト問題への対応、水俣病に関する国の責任、グリーン購入の促進策等である。

3月22日、予算委員会から委嘱された平成18年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、鳥獣による農林水産業被害の防止対策、環境省の天下り公益法人と随意契約の実態、石綿健康被害救済における行政の対応、環境税導入のスケジュール、京都メカニズム活用の支援策、有害なフェロシルトの不法投棄問題等について質疑を行った。

4月25日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行った。主な質疑は、独立行政法人国立環境研究所の人事交流の在り方、環境省のアスベスト緊急大気濃度

調査結果と問題点、環境省の随意契約の実態と見直しの必要性等である。

6月13日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行った。主な質疑は、環境省の随意契約の見直し結果、地球温暖化防止国民運動等啓発活動と契約の在り方、有機リン系化学物質による被害防止対策、釧路川の自然再生事業とNPO法人との連携、アスベスト関連事業者による救済金と政府給付金との関係等である。

6月15日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、「長期的な気候安定化を目指した取組の強化・拡充に関する決議」を行った。

(2) 委員会経過

○平成18年2月2日(木)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 石綿による健康被害の救済に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)
石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)
以上両案について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年2月3日(金)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 石綿による健康被害の救済に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)
石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)
以上両案について小池環境大臣、鈴木内閣官房副長官、中野厚生労働副大臣、馳文部科学副大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、足立信也君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、加藤修一君(公明)、小池晃君(共産)、荒井広幸君(国日)

(閣法第2号) 賛成会派 自民、公明、国日

反対会派 民主、共産

(閣法第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成18年3月9日(木)(第3回)

- 環境行政の基本施策に関する件について小池環境大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について江田環境副大臣

から説明を聴いた。

- 公害等調整委員会の業務等に関する件について加藤公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

○平成18年3月16日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について小池環境大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、大石正光君（民主）、足立信也君（民主）、鱒淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

○平成18年3月22日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度一般会計予算（衆議院送付）
平成十八年度特別会計予算（衆議院送付）
平成十八年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について小池環境大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕関口昌一君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、小林元君（民主）、草川昭三君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成18年3月28日（火）（第6回）

- 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年3月30日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕大野つや子君（自民）、足立信也君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

（閣法第40号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、国日

○平成18年4月25日（火）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人国立環境研究所の人事交流の在り方に関する件、環境省のアスベスト緊急大気濃度調査結果に関する件、環境省の随意契約の実態と見直しに関する件等につ

いて小池環境大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕足立信也君（民主）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第70号）について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年4月27日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第70号）について小池環境大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、大石正光君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

○平成18年5月8日（月）（第10回）

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第70号）について参考人島根県中山間地域研究センター鳥獣対策グループ科長金森弘樹君、江戸川大学社会学部教授吉田正人君、兵庫県立大学自然・環境科学研究所生態研究部門助教坂田宏志君及び株式会社野生動物保護管理事務所代表取締役社長羽澄俊裕君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕橋本聖子君（自民）、小林元君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

○平成18年5月9日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第70号）について小池環境大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕岡崎トミ子君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

（閣法第70号）賛成会派 自民、公明、共産

反対会派 民主、国日

なお、附帯決議を行った。

○平成18年5月16日（火）（第12回）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年5月18日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院

送付)について小池環境大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官、小林経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

○平成18年5月23日(火)(第14回)

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)(衆議院送付)について参考人日本カーボンファイナンス株式会社代表取締役社長田中弘君、東北大学東北アジア研究センター教授明日香壽川君及びNPO法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議(CASA)専務理事早川光俊君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

○平成18年5月30日(火)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)(衆議院送付)について小池環境大臣、江田環境副大臣、片山経済産業大臣政務官、桜井総務大臣政務官、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 谷博之君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

(閣法第41号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成18年6月1日(木)(第16回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)について小池環境大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、小林元君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

(閣法第62号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月6日(火)(第17回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第79号)(衆議院送付)について小池環境大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、江田環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、草川昭三君(公明)、大石正光君(民主)、市田忠義君(共産)、田村秀昭君(国日)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成18年6月7日(水)(第18回)

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)について参考人名古屋市環境局長大井治夫君、千葉大学法経学部総合政策学科助教授倉阪秀史君及び日本自治体労働組合総連合現業評議会清掃委員会委員長鈴木満君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[質疑者] 関口昌一君(自民)、岡崎トミ子君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

○平成18年6月8日(木)(第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第79号)(衆議院送付)について小池環境大臣、江田環境副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者] 大石正光君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

(閣法第62号)賛成会派 自民、民主、公明、国日

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月13日(火)(第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境省の随意契約の見直し結果等に関する件、地球温暖化防止国民運動等啓発活動と契約の在り方に関する件、有機リン系化学物質による被害防止対策に関する件、釧路川の自然再生事業の在り方に関する件、アスベスト関連事業者による救済金に関する件等について小池環境大臣、江田環境副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者] 岡崎トミ子君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、荒井広幸君(国日)

○平成18年6月15日(木)(第21回)

- 殺虫剤等の規制等に関する法律案(参第19号)
- 害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案(参第20号)

以上両案について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聴いた。

- 長期的な気候安定化を目指した取組の強化・拡充に関する決議を行った。
- 請願第81号外176件を審査した。

- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

石綿による健康被害の救済に関する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、石綿による健康被害が多数発生している一方で、長期にわたる潜伏期間があり、因果関係の特定が難しく現状では救済が困難であるという特殊性にかんがみ、労災補償等による救済の対象とならない健康被害を受けた者及び遺族に対し、その迅速な救済を図るため、医療費等を支給するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、労災補償等による救済の対象とならない者であつて、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者及びその遺族に対し、医療費、療養手当、葬祭料、特別遺族弔慰金、特別葬祭料及び救済給付調整金を支給することとする。
- 二、指定疾病等により死亡した労働者の遺族であつて、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した者に対し、その請求に基づき、特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給することとする。
- 三、支給のための費用について、一については、独立行政法人環境再生保全機構に石綿健康被害救済基金を設け、事業者、国及び地方公共団体が全体で負担することとし、二については、労働保険特別会計労災勘定の負担とすることとする。
- 四、この法律は、一部を除き、平成18年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

【石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、政府は、アスベスト問題に関する過去の対応の検証結果を踏まえ、環境リスクへの予防的アプローチに基づく施策の在り方について検討するとともに、アジア・太平洋地域を視野に入れ、国際会議等を通じた知見や技術の共有化に努めること。
- 二、過去の関係省庁間の連携が必ずしも十分であったとはいえなかったことを踏まえ、今後とも、関係省庁間の連携を確実なものとするため、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合等により政府を挙げて総合的なアスベスト対策を推進すること。
- 三、被害の未然防止の観点から、石綿による健康被害のような国民リスクの発見に、政府一丸となって取り組むこと。
- 四、アスベスト疾患の早期発見・治療のため、専門医の育成など医療体制を充実するとともに、中皮腫に効果のある新薬の研究・開発を促進すること。さらに、診断治療・研究の向上のため、個人情報保護に留意しつつ中皮腫患者等の情報の集積と中皮腫の発生

動向の把握に努めること。

- 五、アスベストによる健康被害についての国民の不安に対応するため、石綿健康被害医療手帳の対象とならない家族、周辺住民等のアスベストばく露者に対し、健康管理対策を図るほか、家族、周辺住民等への健康相談・診断の充実を図ること。
- 六、指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。また、指定疾病の認定に当たっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと。
- 七、政府は、救済制度の施行状況につき毎年とりまとめて公表するとともに、併せて最新の医学的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後五年を待たずとも同制度について適宜適切に所要の見直しを行うこと。
- 八、アスベストの使用実態調査を継続し、国民に情報開示をするとともに、建築物等のアスベストの除去や解体について、低コストで安全な技術・工法の早期確立及び普及を図ること。また、学校、医療などの公共施設等におけるアスベストの除去などの対策を推進するとともに、民間施設も含め適切な財政上・金融上の措置を講ずること。
- 九、大気中のアスベスト濃度測定の結果を踏まえ、大気汚染防止法による建築物の解体現場における規制基準等を適宜見直すことについて検討すること。
- 十、アスベストを使用した建築物の老朽化により、今後アスベスト廃棄物が大量に発生する可能性があることから、アスベスト廃棄物の無害化処理を促進するとともに、アスベスト廃棄物の不適正処理対策を強化すること。

右決議する。

石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、石綿の飛散等による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、工作物の解体等の作業による石綿の飛散の防止、石綿を添加した建築材料の使用の制限、石綿が含まれる廃棄物の無害化処理の促進等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、大気汚染防止法において、石綿粉じんによる大気汚染の防止を徹底するため、石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についても解体作業等による石綿粉じんの飛散を防止する対策を義務づけることとする。
- 二、地方財政法において、地方公共団体が行う公共施設等に係る石綿の除去に要する経費について、当分の間、地方債をもってその財源とすることができることとする。
- 三、建築基準法において、石綿の飛散に対する衛生上の措置として、建築物は、建築材料に石綿を添加しないこと等の基準に適合するものとしなければならないこととする。
- 四、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、今後大量に発生することが見込まれる、石綿が含まれる廃棄物の迅速かつ安全な処理を促進するため、高度な技術により無害化

処理を行う者について、環境大臣が認定する特例制度を設けることとする。
五、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

石綿による健康被害の救済に関する法律案（閣法第2号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、我が国の環境政策の企画・立案や各種環境基準の設定に当たって必要となる科学的基盤を提供する等、重要な役割を担っている国立環境研究所において、民間を含めた内外の研究機関との研究・人事交流のより一層の促進等を通じて、研究所の改革を推進する観点から、役職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人から非公務員型の独立行政法人への移行を図るべく、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定独立行政法人とする規定の削除

独立行政法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）を特定独立行政法人とする規定を削除し、研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とすること。

二、秘密保持義務

研究所の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

三、みなし公務員規定

刑法その他の罰則の適用について、研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。

四、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第41号）

【要旨】

我が国は、京都議定書に基づく温室効果ガスの削減約束の達成に向けて、他国における温室効果ガス排出削減量等を算定割当量として自国の約束達成に利用できる京都メカニズムを活用することとしている。本法律案は、京都議定書目標達成計画において京都メカニズムの活用に関する事項を定めるとともに、政府及び国内の法人が京都メカニズムを活用する際の基盤となる割当量口座簿を法制化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の責務として、京都メカニズムの活用のために必要な措置を講ずることを追加する。

二、京都議定書目標達成計画の規定事項として、京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本的事項を追加する。

三、環境大臣及び経済産業大臣が割当量口座簿を作成し、当該口座簿上で、政府及び国内の法人の算定割当量の取得、保有及び移転を行うこととするほか、算定割当量の移転について、割当量口座簿上の記録をもって当該移転の効力発生要件とするなど、算定割当量の取引の安全が確保されるよう規定を整備する。

四、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、京都議定書の削減約束の達成に向けては、国内における温室効果ガスの排出削減が基本であり、京都メカニズムは国内対策に対して補足的に活用されるべきものであることを改めて確認し、京都議定書目標達成計画における京都メカニズム活用の目標「1.6%」をできるだけ上回ることを怠らぬよう、国内対策に最大限の努力を行うこと。

二、気候変動枠組条約の究極の目標達成に向けては、温室効果ガスの大幅な排出削減が必要とされていることを踏まえ、国内における温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減に向けた対策の目安となる中長期目標を早期に定めること。

三、本法第8条第2項第8号に基づき、京都議定書目標達成計画に京都メカニズムの活用のために必要な措置に関する基本的事項を定めるに当たっては、クリーン開発メカニズム(CDM)、共同実施(JI)及びグリーン投資スキーム(GIS)のプロジェクトによるクレジット取得に最大限努力すること。

四、CDM等の活用に関し、クレジット取得のためのプロジェクトの実施並びにクレジット取得に当たっては、当該プロジェクトの実施地における自然環境、地域住民等への配慮を徹底することとし、広くその結果を公表すること。

五、政府がクレジットを取得するに際し、その透明性、公正性の確保が図られ、リスクの低減に資するよう、情報を適切に公表することとし、割当量口座簿、特に国及びクレジット取得実施機関の管理口座に係る情報は、原則として公開とすること。

六、CDMへの政府開発援助(ODA)の活用に当たっては、京都議定書に基づく国際的な決定により禁止されているODAの流用との疑念を招くことのないよう、基本的な考え方を明確に示し、適切な運用を徹底すること。

七、京都議定書目標達成計画で検討課題とされた環境税及び国内排出量取引制度については、温室効果ガスの排出状況及び平成20年には京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、関係府省の参加の下、そのあるべき姿について総合的に検討を進めること。

八、米国などの大量排出国で批准していない政府に対し、引き続き京都議定書への参加を強く働きかけていくこと。また、2013年以降の枠組みについては、京都議定書などのこれまでの共通基盤と経験を踏まえ、すべての先進国と途上国がその差異を認めつつ排出者責任を共有できるものとなるよう、積極的に国際的なリーダーシップを発揮すること。

右決議する。

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の 一部を改正する法律案（閣法第62号）

【要旨】

本法律案は、フロン類の大気中への放出を抑制するため、業務用冷凍空調機器等からのフロン類の回収・破壊を義務付ける特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律が制定され、フロン類の回収及び破壊が進められているが、これらの機器の廃棄時におけるフロン類の回収率が3割程度で推移していることから、その向上を目指し、業務用冷凍空調機器が廃棄又は整備される際におけるフロン類の回収が、より確実に行われるよう所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、当該機器中の部品等の再利用を目的として他の者に譲渡する場合についても、廃棄時と同様に、フロン類の引渡し等の義務がかかることとする。
- 二、建築物等の解体工事の元請業者に対し、フロン類が入ったままの業務用冷凍空調機器が、建築物等の中に設置されていないかを確認し、その結果を工事発注者に説明する義務を課すこととする。
- 三、廃棄される業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類をフロン類回収業者まで引き渡す行程を、廃棄者等が書面によって把握・管理できるようにする制度を導入することとする。
- 四、業務用冷凍空調機器を整備する際のフロン類回収については、従来、回収と運搬の技術的基準のみが定められていたが、新たに、回収が必要となった場合の回収業者への委託義務、回収業者による整備時回収量の報告義務等を導入することとする。
- 五、フロン類回収業者に加え、業務用冷凍空調機器の廃棄者等に対しても、都道府県知事が指導・助言等の措置を講じられることとする。
- 六、この法律は、平成19年10月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収が確実に行われるよう、業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者、設備工事業者、建物解体業者、フロン類回収業者、整備事業者等の各主体に対し、関係各省及び地方自治体との連携のもと、本制度の周知を徹底し、適切な指導、助言等を行うとともに、業務用冷凍空調機器の製造事業者等の関係者による自主的な取組の促進を支援すること。
- 二、建材用断熱材に用いられているフロン類については、現行法附則第5条の規定の趣旨を踏まえ、効率的な処理への支援並びにノンフロン化等、その排出抑制対策を一層推進すること。
- 三、フロン類の確実な排出削減のため、冷凍空調機器、断熱材、ダストブロワー等のあらゆる分野においてノンフロン化のための技術開発及び普及を積極的に支援するとともに、ノンフロン製品の購入を促進すること。

- 四、オゾン層の保護の更なる推進のため、CFC及びHCFC以外の、ハロン、臭化メチル等のオゾン層破壊物質についても、適切な管理を確保するとともに、その処理方法や体制の整備の検討を行うこと。なお、オゾン層の破壊をもたらさずかつ地球温暖化に配慮した代替物質への転換等を着実に推進すること。
 - 五、京都議定書の削減約束を確実に達成するため、京都議定書目標達成計画に掲げられた代替フロン等3ガスに関する対策・施策を着実に実施し、それらの進捗状況に応じ適宜その見直しを行うこと。
 - 六、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収等の費用負担の方法については、現行の機器廃棄時から機器購入時等における事前徴収等への変更について、本法の施行状況を踏まえ、その実現可能性を含めて検討すること。
 - 七、オゾン層の破壊、地球温暖化が地球規模での環境問題であることを踏まえ、途上国におけるフロン類の生産量及び消費量の削減に向けた取組、フロン類の回収、破壊のための取組、オゾン層の破壊をもたらさずかつ地球温暖化に深刻な影響を及ぼさない代替物質、代替技術の普及等の途上国における脱フロン対策の推進に向けた取組について、積極的な国際協力を行うこと。
- 右決議する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第70号) (先議)

【要旨】

- 本法律案は、近年、シカやイノシシなどの鳥獣が地域的に増加し、農林水産業や生態系に深刻な被害を与えている一方、鳥獣の生息環境の悪化などにより地域的に鳥獣の個体数が減少している事例や、国内で違法捕獲された鳥獣を輸入鳥獣と偽って飼養する例等が見られるため、狩猟規制を見直し、狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理を進め、また、鳥獣の保護施策の一層の推進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、農林業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数管理のため、休猟区のうち都道府県知事が指定した区域においては、シカ、イノシシなどの特定の鳥獣の捕獲をすることができることとする。
 - 二、鳥獣による農林業被害への対応として、農家自らによるわなを用いた鳥獣の捕獲を適切に推進するため、現行の「網・わな猟免許」を「網猟免許」と「わな猟免許」に区分することとする。
 - 三、狩猟を活用した農林業被害対策を進め、併せて鳥獣の適正な生息数を維持するため、一定の区域に入猟する狩猟者の数を都道府県知事などが調整できる制度を設けることとする。
 - 四、人への危険を防止するため、都道府県知事は、危険性の高いわなについて、その使用を禁止又は制限する区域を指定することができることとする。
 - 五、違法な網及びわなの設置を防止するため、すべての網及びわなについて、その設置者名などの表示を義務付けることとする。

- 六、鳥獣の生息地の保護及び整備を図るため、国又は都道府県は、鳥獣保護区において悪化した生息環境を改善するための事業を行うこととする。
- 七、海外から輸入された鳥獣の適切な管理を進めるため、適法に輸入された鳥獣に環境大臣が交付する標識を着けなければならないこととし、当該標識とともに譲り渡さなければならないこととする。
- 八、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、特定鳥獣保護管理計画の策定に当たっては、鳥獣の個体群の生息域が複数の都道府県にまたがる場合も生じていることから、地域の自主性に配慮しつつ、関係都道府県が共同で保護管理計画を策定できるよう、必要に応じて広域的な鳥獣保護管理に関する指針を示し、保護管理に係る都道府県間の連携が円滑になるよう支援すること。
また、特定鳥獣の捕獲に当たっては、保護管理計画の目標を超えて捕獲しないように徹底すること。
- 二、わな、特にくくりわな及びとらばさみについては、錯誤捕獲の発生や人への危険防止の観点から、一層の制限について検討すること。なお、猟具の構造基準の見直し及び適切な設置方法の普及を図るほか、設置者に対し、見回りの励行を指導するとともに、錯誤捕獲個体の放獣を円滑に進められるよう、行政と地域住民との緊密な連携を図ること。
- 三、鳥獣被害の防止対策として、鳥獣の生息域の環境を整備するほか、鳥獣を誘引する生ゴミや未収穫作物の撤去、耕作放棄地や里山の適切な管理、安易な餌付けの防止等の啓発活動を通じて、鳥獣被害を受けにくい地域づくりに積極的に取り組むこと。
- 四、鳥獣保護事業を実施するための基本指針の見直しに当たっては、鳥獣の生息状況や関連する社会経済等の鳥獣をめぐる現状と課題を整理した上で、鳥獣保護管理の方向と国の役割を具体的に示すとともに、鳥獣保護管理の専門家、自然保護団体等から広く意見を聴くこと。
- 五、本法第80条によって適用除外とされている海棲哺乳類については、生息状況に関する情報収集を進め、適切な保護管理が図られないと認められるときは、速やかに本法除外対象種の見直しを行うこと。
- 六、鳥獣保護管理等を担う専門的知識・技術を有する人材の育成・確保を図るとともに、行政機関においても、そのような人材を適切に配置すること。なお、人材育成に当たっては、専門的知識・技術を有する人材であることを証明できる仕組みについて検討すること。
- 七、生物多様性の保全を目指した野生生物保護の法体系の見直しについて、引き続き検討すること。
右決議する。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第79号）

【要旨】

本法律案は、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装利用事業者による排出の抑制を促進するよう必要な措置を導入するとともに、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設するなどの措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、法律の目的及び基本方針等に排出抑制の促進に係る規定を追加するとともに、レジ袋対策等における消費者の意識向上と事業者による取組との連携の促進を図れるよう、環境大臣が「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱する。

また、小売業者等容器包装を用いる事業者について、レジ袋対策等を内容とする「事業者の判断の基準となるべき事項」を主務大臣が定めるほか、容器包装を多量に用いる事業者に対し、取組状況の報告を義務付け、取組が著しく不十分な場合は勧告、公表、命令等を行う措置を導入する。

二、市町村による容器包装廃棄物の分別収集の質を高め、再商品化の合理化を促進するため、再商品化の合理化が図られた場合、これに寄与した市町村に対して特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設する。

三、再商品化の義務が課せられているにもかかわらず、その義務を履行しない特定事業者に対する抑止効果を高めるため、罰則を強化する。

四、この法律は、一部を除き、平成19年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、容器包装廃棄物の減量化が進まない一方で、最終処分場のひっ迫化が依然として続いていることを踏まえ、循環型社会形成推進基本法の3Rの基本原則に則り、リサイクルのみならず、今後は、発生抑制及び再使用についても、リターナブル容器等の普及拡大など、減量効果の高い施策を積極的に推進していくこと。

二、事業者によるレジ袋等の排出抑制促進措置を実効あるものとするため、取組が不十分な事業者に対しては、勧告・公表・命令等の措置を的確に講ずるとともに、消費者においてもその趣旨が十分理解されるよう周知徹底を図ること。

三、事業者の資金拠出制度の実施に当たっては、再商品化の質的向上が十分図られるよう、市町村及び事業者に対し、その趣旨を徹底すること。

四、容器包装の軽量化や素材の選択など、拡大生産者責任の効果を十分いかせるよう、事業者等の関係者の役割について、必要に応じて検討すること。

五、市町村の分別収集等の取組を推進するに当たっては、これらの処理に係る費用について透明性・効率性を確保するよう努めること。また、消費者が分別排出しやすい識別表

示の徹底や容器包装の開発を推進すること。

- 六、プラスチック製容器包装の再商品化手法については、コスト面での評価にとどまらず、環境への負荷の低減の観点から、循環型社会形成推進基本法の原則を堅持しつつ、検討すること。
 - 七、国内のリサイクル体制の確保を図るため、市町村による廃ペットボトル等の安易な輸出を抑制し、再商品化事業者への円滑な引渡しが行われるよう、対策を講ずるとともに、廃棄物等の不適正な輸出を防止するため、水際におけるチェック体制を一層強化すること。
 - 八、国民のライフスタイルの在り方が容器包装廃棄物の減量化に向けて極めて重要であることから、容器包装廃棄物排出抑制推進員制度の活用や必要な情報提供などを積極的に行うとともに、環境への負荷の少ない消費行動を促す施策を推進すること。
 - 九、いわゆる「ただ乗り事業者」については、再商品化の義務を果たすよう、罰則の強化も含め、制度の趣旨を周知徹底するとともに、悪質な事業者に対しては、厳格に行政処分を行うこと。
 - 十、指定法人については、業務の効率化・透明化を徹底するとともに、再商品化事業者への抜き打ち検査の実施など、再商品化事業が適正に行われるよう、指導監督をより一層強化すること。
 - 十一、容器包装リサイクル法の対象ではない事業系容器包装等については、3Rの取組がより一層推進するよう、事業者の取組状況を踏まえ、適切な措置を講ずること。
- 右決議する。

②審査未了となった議案

殺虫剤等の規制等に関する法律案（参第19号）

【要旨】

本法律案は、農薬を含む殺虫剤等の過剰散布等による被害が続くため、殺虫剤等の表示及び散布等について必要な規制を行うとともに、殺虫剤等による有害な影響の低減の推進に関する事項を定めるものである。

害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案（参第20号）

【要旨】

本法律案は、環境の汚染の防止及び人の健康の保護の観点から、害虫等防除業を営む者について登録制度を義務づけるとともに、その業務に関する事項を定めるものである。

(4) 委員会決議

—— 長期的な気候安定化を目指した取組の強化・拡充に関する決議 ——

地球の平均温度は、既に産業革命前と比べて2000年に0.6℃上昇しており、ハリケーンや大型台風の猛威、集中豪雨、海面上昇や高潮被害、熱波、感染症の拡大、砂漠化、生態系の異変など地球温暖化による影響が顕著になりつつあり、事態は深刻である。

我が国においては、地球温暖化対策推進法の3度目の改正が行われ、一段と強化されつつあるが、一方、国際的には、2007年にIPCC第4次報告があり、さらに2008年にはG8日本サミットが開催されるなど、日本の役割はますます高まっており、気候変動枠組条約の究極の目的を達成するための研究及び諸政策の緊急性を再確認することである。

EUは首脳会議において地球の平均表面温度の上昇を産業革命以前に比べ2℃を超えるべきではないとしている。政府は、超長期的視点からの抑制目標について機敏な情報収集と精査を行い、できる限り早期に一定の見解を示すことが期待されていることを認識し、と同時に2050年の将来像から現在の対策を考える政策研究等の展開により、有益な情報を得ること、さらに関連の国内政策についての検討に努めることである。

我々、現世代、特に議会人は、列国議会同盟（IPU）の決議「環境管理及び地球環境悪化との闘いにおける議会の役割」を認識し、持続可能な社会形成に取り組みつつ、かけがえのない地球を将来世代に譲り渡すことができるように行動しなければならない。

右決議する。